
原著論文

内部統制システムの構築が決算発表時期の改善に与える影響

—内部統制システム構築の基本方針についての適時開示に着目して—

Internal Control Systems Development and Its Impact on Improving Timeliness of Annual Earnings Announcements: Focusing on Basic Policy Announcements on Internal Control Systems Development

キーワード：

内部統制システム, 決算発表, 適時開示, 会社法

keyword：

Internal Control System, Annual Earnings Announcements, Timely Disclosure, Japanese Companies Act

同志社女子大学 記 虎 優 子

Doshisha Women's College of Liberal Arts Yuko KITORA

要 約

決算発表は、投資家にとり最も重要な会社情報のひとつであり、できるだけ迅速に行われることが望ましい。したがって、どのような特性を持つ企業が決算発表をより迅速に行うべく決算発表時期を改善するのかを解明することは重要である。本稿では、そのひとつとして内部統制システムに着目し、会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針についての適時開示資料を利用して基本方針の改定の有無、改定回数、および改定時期を推定することにより内部統制システムに係る企業の構築姿勢を捉えて、内部統制システムの構築と決算発表時期の改善の関係を検証している。

検証の結果、本稿では、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業は、前決算期よりも通期決算発表が迅速に行われるように当決算期の決算発表時期を改善するとの証拠を提示している。すなわち、

本稿では、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業は、当決算期の決算発表所要日数（決算日から決算発表が行われるまでの日数）を前決算期よりも短縮することを示している。また、本稿では、前決算期には通期の決算発表時期として適当とされる「決算期末後 45 日以内」またはより望ましいとされる「決算期末後 30 日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に積極的に取り組むことにより当決算期にはかかる時期に決算発表を実施できるようになることを示している。

Abstract

This paper aims to investigate the relation between internal control systems development and the improvement of timeliness of annual earnings announcements. Earnings announcements are one of the most important pieces of information for investors. Therefore, it is desirable that companies attain timely announcements to the extent possible. Furthermore, identifying firm-specific characteristics that drive the improvement of timeliness of these announcements is a significant research question. We focus on internal control systems as one such characteristic. This study estimates whether, how many times, and when companies revise their basic policy on internal control systems development, as established in accordance with the Japanese Companies Act, by utilizing companies' voluntary releases that announce the policy. These releases are implemented according to listing rules on timely disclosure of corporate information by issuers of listed securities. Thus, the present study enumerates corporate attitude toward internal control systems development.

Our results indicate that companies with a stronger attitude toward internal control systems development reduce the number of calendar days from fiscal year-end to the date of the annual earnings announcements to release them in a timely manner in the current period, compared with their previous accounting period. Further, we reveal that companies can release the announcements within 45 days, considered to be an appropriate period, or within 30 days, considered to be a more desirable period, of the end of the accounting period in their current period by developing internal control systems more enthusiastically, even if they were unable to release the announcements within such days in the previous year.

1 はじめに

決算短信は、上場会社が法定開示に先立って決算の内容をいち早く開示するものである。決算短信による決算発表が行われると、証券市場は通常大きく反応することから（例えば、太田，2001：薄井，2013），決算短信は、投資家にとり最も重要な会社情報のひとつであり、できるだけ迅速に決算発表が行われることが望ましい。東京証券取引所（以下、東証という。）は、2006年7月に決算短信の総合的な見直しを行うとして、通期決算発表について、遅くとも「決算期末後45日以内に開示されることが適当」であり、「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）での開示がより望ましい」旨を明示した。その後、この「45日」をメルクマークとする通期決算発表の早期化は、2007年3月期通期決算発表から要請されている（東京証券取引所，2006）。このように、通期決算発表の早期化に向けては、東証からの要請という形ではあるものの、すでに制度的な対応が図られている⁽¹⁾。

こうした背景を踏まえると、どのような特性を持つ企業が決算発表をより迅速に行うべく決算発表時期を改善するのかを解明することは重要である。すでに先行研究では、決算日から決算発表が行われるまでの日数（以下、決算発表所要日数という。）に影響を与えるさまざまな要因が解明されている（例えば、Bamber et al. 1993：Lee et al., 2008）。本稿では、そのひとつとして内部統制⁽²⁾システムに着目し、内部統制システムの構築と決算発表時期の改善の関係を検証する。

先行研究では、内部統制システムと決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間や法定開示書類である年次報告書の提出遅延との関係がすでに解明されている。Ettredge et al.(2006)は、財務報告に係る内部統制の質が低いと監査報告書が提出されるまでの期間が長いことを明らかにしている。また、Impink et al.(2012)は、内

部統制の質が低いと監査人の監査対象である財務諸表が開示内容の一部に含まれる年次報告書（様式10-K）の提出遅延につながることを解明している。

決算短信は、制度上は未監査であることが前提とされているものの、会社法上の会計監査人から決算内容について「事実上の了承を得られた段階」で決算発表を行っている企業が少なくなく、最近でもかなりの企業において、決算短信の発表日以前に会社法に基づく会計監査人の監査報告書が提出されているという実態がある（日本公認会計士協会，2015）。つまり、監査人による監査が、決算発表所要日数に影響を与えているのである。決算発表の早期化を実現する上で内部統制システムの整備が不可欠であることやこうした実務慣行を踏まえると、内部統制システムは、決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間や法定開示書類の提出遅延だけでなく、決算発表所要日数とも関係している可能性がある。しかし、先行研究は、内部統制システムと決算発表所要日数の関係には着目しておらず、この点については未だ十分には解明されていない。

本稿では、会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針（以下、基本方針という。）についての適時開示⁽³⁾資料を利用して内部統制システムに係る企業の構築姿勢を捉えた上で、実証分析の手法により、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業が、前決算期よりも通期決算発表が迅速に行われるように当決算期の決算発表時期を改善するとの証拠を提示する。

なお、本稿は、社会情報のひとつである決算短信の伝達という情報現象を分析対象とするものであるだけでなく、さらに基本方針についての適時開示資料という情報を通じて、企業の内部統制システムの構築という社会現象を解明しようとするものである。このように本稿は、情報を分析対象としているだけでなく、同時に分析視点ともしている。この意味で本稿は、社会情報学に包摂され

る研究である⁽⁴⁾。

以下では、まず、先行研究のレビューを行う。次に、本稿の検証方法について述べ、検証結果を考察する。最後に、本稿の結論と課題を指摘する。

2 先行研究のレビュー

内部統制システムと決算発表所要日数の関係を検証している先行研究は、知る限り存在していない。他方で、決算発表所要日数とおおむね同じ傾向を有すると期待できる、決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間と内部統制システムの関係を検証している先行研究は存在する。Ashton et al. (1987) は、内部統制の質が一般的に高い企業ほど監査報告書が提出されるまでの期間が短いことを示している。また、Wan-Hussin and Bamahros (2013) は、内部統制システム全体ではないがその一部を構成するとみることのできる内部監査機能に焦点を当てて、内部監査機能への投資が大きいほど監査報告書が提出されるまでの期間が短いことを明らかにしている。Abbott et al. (2012) も内部監査機能に着目し、内部監査機能を遂行するための時間のうち外部監査人による監査を支援するために提供された時間が長いほど監査報告書が提出されるまでの期間が短いことを解明している。Ettredge et al. (2006) は、財務報告に係る内部統制に重要な欠陥 (material weakness) があると監査報告書が提出されるまでの期間が長いことや、重要な欠陥の種類によってもその存在が当該期間に与える影響が異なることの証拠を提示している。Kinney and McDaniel (1993) は、内部統制の脆弱性 (poor internal controls) の他いくつかの要因の代理変数として利益訂正に着目し、利益訂正と監査報告書が提出されるまでの期間の関係を検証している⁽⁵⁾。

法定開示書類である年次報告書は監査人による財務諸表監査が行われた後に提出されるため、年次報告書がいつ提出されるのかは、決算日から監

査人の監査報告書が提出されるまでの期間に当然影響を受ける。したがって、上述の先行研究で明らかにされているように内部統制システムが監査報告書提出までの期間に影響を与えるならば、同様に年次報告書が提出されるまでの期間にも影響を与え得るはずである。この点については、先行研究ですでに解明されている。Impink et al.

(2012) は、年次報告書 (様式10-K) の提出遅延に着目し、財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がある企業は、年次報告書 (様式10-K) の提出が遅延する傾向にあることを明らかにしている。Bryant-Kutcher et al. (2007) も、年次報告書 (様式10-K) の提出が実際に遅延したかどうかではなく、年次報告書 (様式10-K) の遅延が見込まれる場合にあらかじめ提出することが要求される様式12b-25が提出されたかどうかによって年次報告書 (様式10-K) の提出遅延の有無を判断しているものの、Impink et al. (2012) と同様の証拠を示している。

しかし、これらの先行研究では十分に解明されていない次のような点が残されている。Ettredge et al. (2006) や Kinney and McDaniel (1993) は、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥や利益訂正に基づいて内部統制の質を評価しているために、内部統制の質が低いと決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間の増大につながることを示せていない。また、Impink et al. (2012) や Bryant-Kutcher et al. (2007) は、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥や年次報告書 (様式10-K) の提出遅延に着目しているために、内部統制の質が低いと開示の適時性が損なわれることを示せていない。つまり、これらの研究は、企業が内部統制システムの構築や適時の開示に「消極的」であったかどうかに着目しており、企業が内部統制システムの構築に「積極的」に取り組むことが、開示の適時性の確保やそれと関連し得る決算日から監査人の監査報告書が提出されるまでの期間の短縮につながるのかどうかまでは解明でき

ていないのである。

加えて、決算日から監査人の監査報告書が提出されたり年次報告書が提出されたりするまでの期間の規定要因を解明することを試みている多くの先行研究は、Kineey and McDaniel(1993)を除き、こうした期間そのものに着目しているため、内部統制システムがかかる期間の長さに関係していることしか解明できていない。つまり、これらの先行研究は、当該期間の前決算期からの変化(差分)には着目していないため、内部統制システムがかかる期間を短縮して開示の適時性の改善に貢献するのかどうかまでは未だ十分には解明できていない。

上述の先行研究に対して、本稿では、企業が内部統制システムの構築に積極的に取り組むことにより、前決算期よりも通期決算発表が迅速に行われるように当決算期の決算発表時期が改善され、もって開示の適時性が改善されるのかどうかを解明する。

3 仮説の導出

一定規模以上の会社の取締役は、会社法上明文により義務付けられているわけではないが、善管注意義務(会社法330条)の一環として、内部統制システムを構築し運用する義務を負っていると一般に解されている(例えば、相澤ほか, 2016: 神田, 2017)。加えて、会社法は、基本方針の決定を、いわゆる取締役会非設置会社においては取締役の多数決専決事項のひとつ(同法348条3項4号)として、また取締役会設置会社においては取締役会の専決事項のひとつ(同法362条4項6号, 399条の13第1項1号ロハ, 416条1項1号ロホ・3項)として定めている。さらに、会社法は、大会社等に対して基本方針の決定を義務付けている(同法348条4項, 362条5項, 399条の13第2項, 416条2項)。しかし、会社法は、最初の基本方針を制定した後に基本方針を改定することまでは明文により義務付

けていない⁽⁶⁾。

本稿では、それにもかかわらず最初の基本方針を制定したまま放置せず基本方針を見直して改定していることは、企業が内部統制システムの構築に積極的に取り組んでいる証であると捉えている。したがって、過去に基本方針を改定したことがある企業は内部統制システムの構築に積極的であると判断できる。とりわけ、基本方針の改定回数が多い企業ほど内部統制システムの構築に積極的であるとみることができる。また、たとえ過去には基本方針を改定したことがある企業であっても、その後は基本方針の見直しを行わずにいるならば、内部統制システムの構築にはさほど積極的であるとは言えないであろう。他方で、基本方針を改定したばかりの企業は、内部統制システムの構築により積極的であるとみることができる。

ところで、上場会社は、会社法とは別に、内部統制のうち、財務報告に係る内部統制を整備し運用することが金融商品取引法により求められている(金融商品取引法24条の4の4第1項)。実務上、財務報告に係る内部統制に重要な欠陥(開示すべき重要な不備)⁽⁷⁾があると表明する企業は極めてわずかであり、大多数の上場会社の財務報告に係る内部統制は有効であるとされている。したがって、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に着目して各企業の内部統制システムを評価する場合には、財務報告に係る内部統制に重要な欠陥(開示すべき重要な不備)があるかどうかによって各企業の内部統制システムを評価することになる。この結果、企業が内部統制システムの構築に「消極的」であったかどうかは捉えることができるものの、「積極的」であったかどうかは捉えることができない。

また、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③法規の遵守内部統制という内部統制の3つの目的は、相互に関連している(COSO, 1992 鳥羽・八田・高田共訳, 1996)。このため、いずれかひとつの目的のために構築された内部統

制が、同時に他の目的のために構築された内部統制となるなど、相互に重複したり補完し合ったりする場合も当然あり得る。こうした目的相互間の関連性を踏まえると、総体として内部統制を捉える必要がある。

これらの点を踏まえて、本稿では、各企業の内部統制システムを評価するにあたって、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制よりも、会社法に基づく内部統制に着目する方が、総体として内部統制を捉えることができ、かつ企業が内部統制システムの構築に「積極的」であったかどうかや、その程度をうまく定量的に捉えることができると判断している。

企業が内部統制システムの構築に積極的に取り組むならば、当該企業の内部統制システムは有効に機能しているだろう。上述のとおり、内部統制の目的のひとつには財務報告の信頼性を確保することがある。したがって、内部統制システムが有効に機能しているならば、会計上の誤謬が生じるリスク自体が低く、またもし実際に会計上の誤謬が生じてしまった場合にもいち早く発見できる。この結果、企業は、決算業務を迅速に行えるので、決算発表所要日数を短縮できる。また、当該企業の監査人も、内部統制システムに依拠して監査証拠を収集するなど、監査を効率的に実施できるため、監査に要する時間を短縮できる。会社法上の会計監査人から決算内容について内諾を得てから決算発表を行う場合には、こうした監査時間の短縮も決算発表所要日数の短縮につながるであろう。

以上から、本稿では次の仮説を検証する。

仮説1 内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業は、前決算期よりも通期決算発表が迅速に行われるように当決算期の決算発表時期を改善する。

4 検証方法

4.1 サンプルの選択

上場会社が基本方針を制定・改定した際に適時開示を行うことは、上場規程上明文では要求されていない⁽⁸⁾。それにもかかわらず、上場会社の中には会社法の制定に対応して基本方針についての最初の取締役会決議をした場合だけでなく、その後会社の実情の変化に合わせて新たな決議をした場合にも、当該決議に基づいて制定ないし改定された基本方針を「会社の決定事実」または「その他の任意開示情報」に該当するとして遅滞なく適時開示している企業が多数見られる。

こうした実務動向を踏まえて、本稿では、東証のTDネットデータサービスを利用して上場会社の基本方針についての適時開示資料を手作業で収集し、会社法公布日（平成17（2005）年7月26日）⁽⁹⁾から本稿の基本方針についての適時開示（ただし、基本方針についての公表済みの適時開示に何らかの誤りがあり、当該開示を訂正するための適時開示を除く。）の実態調査対象期間終了日である2009年3月31日までの間に、1回以上基本方針について適時開示を行った企業（日経中分類の銀行・証券・保険・その他金融のいずれかに該当する企業を除く。）をサンプル候補としてまず選択した。次に、本稿では、後述のように基本方針についての適時開示回数を利用して企業の内部統制システムの構築姿勢を測定する都合上、サンプル候補から下記の各条件のいずれかに該当する企業を除外した。まず、会社法施行日（平成18（2006）年5月1日）時点において上場していない企業を除いた。さらに、上場廃止後には基本方針が改定されてもはや適時開示は行われないため、本稿の基本方針についての適時開示の実態調査対象期間終了日までの間に上場を廃止した企業も除いた。また、委員会設置会社⁽¹⁰⁾に対しては会社法施行前の従前の制度的環境においても基本方針の決定が義務付けられていたため（商法特

例法21条の7第1項2号[平成17年法律87号廃止前]), 会社法施行日より前にすでに委員会等設置会社であったことが判明した企業⁽¹¹⁾も除いた。

その上で、各企業について、基本方針についての適時開示資料に記載された基本方針の制定ないし改定についての取締役会決議日と決算日を比較することにより、決算期末現在において有効な基本方針をマッチングさせることを試み⁽¹²⁾、本稿の検証期間である、会社法施行日(平成18(2006)年5月1日)から本稿の基本方針についての適時開示の実態調査対象期間終了日(2009年3月31日)までの間に終了する各決算期末に有効な基本方針(延べ1,405件)をマッチングすることができた1,038社のプールデータ2,738社一年を当初のサンプルとして選択した。ただし、後述の検証式において用いる各変数の作成に必要なデータを入手できなかったり変則決算であったりした企業のほか、一部の変数について異常値⁽¹³⁾と判断した企業をサンプルから除いた。この結果、本稿の最終的なサンプルは、有効な基本方針(延べ1,351件)をマッチングすることができた1,002社のプールデータ2,604社一年である。

このように、本稿のサンプルは、同じ企業の複数の決算期が含まれるプールデータであり、各企業がサンプルに含まれる延べ回数は、延べ1回から延べ3回までと企業によって異なっている。また、各企業の取締役会決議日が同じ基本方針がマッチングされる回数も、延べ1回から延べ3回までと企業によって異なっている。

4.2 検証式

本稿では、以下の(1)式により検証に用いる被説明変数と説明変数の組み合わせによって複数の検証式を作り、内部統制システムに係る企業の構築姿勢が決算発表所要日数の前決算期からの変化(差分)に与える影響をそれぞれ推定する。なお、被説明変数として Δ 決算発表所要日数を用いる場合には量的データが被説明変数となるので、

重回帰モデルを用いる。被説明変数として Δ 決算発表所要日数区分を用いる場合には順序カテゴリカルデータが被説明変数となるので、オーダード・ロジットモデルを用いる。被説明変数として30日以内改善Dまたは45日以内改善Dを用いる場合には2値をとる順序カテゴリカルデータが被説明変数となるので、ロジットモデルを用いる。

$$RELEASE_i = \beta_1 + \beta_2 INTERNAL_i + \sum \beta_{3,K} CONTROL_{k,i} + \varepsilon_i \quad (1)$$

ただし、*RELEASE*は、決算発表所要日数の前決算期からの変化(差分)を示す変数である。*INTERNAL*は、内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す変数である。*CONTROL*は、コントロール変数である。本稿では、決算発表所要日数そのものではなく、当該期間の前決算期からの変化(差分)を示す変数を被説明変数としている。前決算期においてすでに通期決算発表を迅速に行っている企業が、当決算期において決算発表時期をさらに改善することは困難である一方、前決算期には通期決算発表が遅かった企業は、当決算期の決算発表時期を改善することは比較的容易であろう。したがって、被説明変数は、前決算期の通期決算発表所要日数の影響を当然に受けると推測されるため、前決算期決算発表所要日数をコントロール変数として追加している。また、本稿のサンプルの一部には既述の東証の通期決算発表の早期化要請前の決算期が含まれているため、要請後最初の決算期にはこの要請を受けて決算発表時期が改善されると期待されるので、この影響を排除するために東証要請Dをコントロール変数として追加している。これら以外のコントロール変数は、先行研究を参考にして選択している。なお、各変数の定義は、表-1に示している。

内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す変数は、後述のとおり各企業の基本方針についての適時開示資料を利用して作成している。コントロール

表－1 変数の定義

変数名	定義
RELEASE (決算発表所要日数の前決算期からの変化(差分)を示す変数)	
Δ 決算発表所要日数	前決算期通期決算発表所要日数 [*] －当決算期通期決算発表所要日数(日)
Δ 決算発表所要日数区分	通期決算発表所要日数を次の4区分に分けた場合の当決算期区分－前決算期区分 4=30日(決算期末が月末である場合は翌月)以内、3=30日(決算期末が月末である場合は翌月)超～45日(45日目が休日である場合は翌営業日)以内、2=45日(45日目が休日である場合は翌営業日)超～50日(50日目が休日である場合は翌営業日)以内、1=50日(50日目が休日である場合は翌営業日)超
30日以内改善D	前決算期には通期決算発表所要日数が30日(決算期末が月末である場合は翌月)超であったが当決算期には30日(決算期末が月末である場合は翌月)以内となった企業(改善)であれば1、前決算期に引き続き当決算期も通期決算発表所要日数が30日(決算期末が月末である場合は翌月)超で変化がない企業(現状維持)であれば0
45日以内改善D	前決算期には通期決算発表所要日数が45日(45日目が休日である場合は翌営業日)超であったが当決算期には45日(45日目が休日である場合は翌営業日)以内となった企業(改善)であれば1、前決算期に引き続き当決算期も通期決算発表所要日数が45日(45日目が休日である場合は翌営業日)超で変化がない企業(現状維持)であれば0
INTERNAL (内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す変数)	
改定方針D	当決算期末までに基本方針をすでに1回以上改定したことがある企業であれば1、最初の基本方針を制定したきりで当決算期末までにまだ1回も改定したことがない企業であれば0
改定回数	当決算期末までに基本方針を改定した回数(回)ただし、最初に制定された(と推定される)基本方針の改定回数は0としている。
当決算期中改定D	当決算期において基本方針を改定したばかりの企業であれば1、そうでなければ0
CONTROL (コントロール変数)	
前決算期以前改定D	前決算期以前において基本方針をすでに1回以上改定したことがあるが、その後は当決算期末まで基本方針を改定していない企業であれば1、そうでなければ0
前決算期決算発表所要日数	前決算期の通期決算発表所要日数 [*] (決算日から通期決算発表日までの日数(片端入れ))(日)
東証要請前D	東証の通期決算発表の早期化要請後最初の決算期であれば1、そうでなければ0
企業規模	資産合計(百万円)の自然対数値
ROA	当期純利益÷資産合計×100(%)ただし、ここでいう連結ベースの「当期純利益」は2015年4月1日以後を期首日とする決算期の「親会社株主に帰属する当期純利益」に相当する。
レバレッジ	負債合計÷資産合計×100(%)
たな卸資産・売上債権比率	(たな卸資産+売上債権)÷資産合計×100(%)
Δ EPS	当決算期1株当たり利益－前決算期1株当たり利益(万円)
総セグメント数	事業別セグメントおよび所在地別セグメントの数の合計(個)ただし、単一セグメントである場合などは1の値をとる。
高成長産業D	機械、空運、通信、電力・ガス(日経中分類)のいずれかの産業であれば1、そうでなければ0
ハイテク産業D	機械、電気機器、精密機器、医薬品、自動車(日経中分類)のいずれかの産業であれば1、そうでなければ0
少数特定者持株比率	少数特定者持株数÷期末発行済株式総数×100(%)
個人株主数	個人・その他の株主数(万人)
社外取締役比率(銀行)	銀行に職務経験のある社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
社外取締役比率(支配会社)	支配会社に職務経験のある社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
社外取締役比率(その他)	銀行、支配会社および関係会社のいずれにも職務経験がなく、かつ相互派遣でなく、さらに他社で社長級の役職を持たない社外取締役人数÷取締役会人数×100(%)
追記情報D	監査人の監査意見が追記情報ありの無限定適正意見であれば1、追記情報なしの無限定適正意見であれば0
継続企業D	継続企業の前提に関する注記があれば1、なければ0
3月期決算D	3月末決算企業であれば1、そうでなければ0

内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す変数は、各企業の基本方針についての適時開示資料を利用して作成している(作成方法の詳細は本文を参照)。コントロール変数のうち、社外取締役比率を示す3変数は日経NEEDS-Cgesより入手している。これら以外の変数については、日経NEEDS-FinancialQUESTより入手しているか、変数の作成に必要なデータを入手した上で当該データを加工して作成している(連結優先かつ日本基準優先)。

変数のうち、社外取締役比率を示す3変数は日経NEEDS-Cgesより入手している。これら以外の変数については、日経NEEDS-FinancialQUESTより入手しているか、変数の作成に必要なデータを入手した上で当該データを加工して作成している(連結優先かつ日本基準優先)。

4.3 変数の作成方法

4.3.1 決算発表所要日数の前決算期からの変化

本稿では、決算発表所要日数の前決算期からの変化(差分)を示す各変数を以下のとおり作成している。 Δ 決算発表所要日数は、前決算期通期決算発表所要日数(片端入れ)から当決算期通期決

算発表所要日数（片端入れ）を差し引いた日数である。したがって、この変数の値が0より大きい企業は、値が大きいほど前決算期よりも当決算期の決算発表が早くなり（改善）、0である企業は前決算期と当決算期の決算発表所要日数に変化がなく（現状維持）、0よりも小さい企業は、値が小さいほど前決算期よりも当決算期の決算発表が遅くなった（悪化）と解釈できる。

実務上、決算発表は、毎月末や毎週末などといった特定の日に集中する傾向がある。こうした傾向を踏まえると、たとえ Δ 決算発表所要日数の値が0より多少大きくても、単に暦の影響を受けただけで当決算期も前決算期と同じ時期（例えば、3月期決算企業における5月の第2週の金曜日）に決算発表を行っており、実質的には決算発表時期がほとんど改善されていない可能性がある。

そこで、本稿では、 Δ 決算発表所要日数区分も用いる。この変数は、通期決算発表所要日数（片端入れ）を既述の通期決算発表時期についての東証からの要請に基づいて後述の4区分に分けた場合に、当決算期の区分の値から前決算期の区分の値を差し引いたものである。各区分がとる値は次のとおりである。すなわち、通期決算所要日数が①30日（決算期末が月末である場合は翌月）以内であれば4、②30日（決算期末が月末である場合は翌月）超～45日（45日目が休日である場合は翌営業日）以内であれば3、③45日（45日目が休日である場合は翌営業日）超～50日（50日目が休日である場合は翌営業日）以内であれば2、④50日（50日目が休日である場合は翌営業日）超であれば1の値をとる⁽¹⁴⁾。したがって、この変数の値が0よりも大きい企業は値が大きいほど、当決算期の決算発表時期が前決算期よりも早い区分に移り（改善）、0である企業は前決算期と当決算期の決算発表時期の区分に変化がなく（現状維持）、0より小さい企業は値が小さいほど、当決算期の決算発表時期が前決算期よりも遅い区分に移った（悪化）と解釈できる。この変数に着

目すれば、上述の暦の影響を排除して、決算発表所要日数の前決算期からの変化（差分）を捉えることができる。

30 日以内改善 D は、前決算期には通期決算発表所要日数（片端入れ）が30日（決算期末が月末である場合は翌月）超であったが当決算期には30日（決算期末が月末である場合は翌月）以内となった企業（改善）であれば1、前決算期に引き続き当決算期も通期決算発表所要日数が30日（決算期末が月末である場合は翌月）超で変化がない企業（現状維持）であれば0の値をとる変数である。 45 日以内改善 D も、通期決算発表所要日数（片端入れ）が45日（45日目が休日である場合は翌営業日）以内になったかどうかに着目して、 30 日以内改善 D と同様に作成している。なお、これらの変数を被説明変数とする場合には、前決算期の通期決算発表所要日数が30日（決算期末が月末である場合は翌月）超または45日（45日目が休日である場合は翌営業日）超であった企業にサンプルが限定されるので、サンプルはそれぞれ924社のプールデータ2,366社一年ないし576社のプールデータ1,148社一年となる。また、 30 日以内改善 D を被説明変数とする場合には、 30 日以内改善 D が1の値をとるサンプルの社外取締役比率（銀行）の値がすべて0となりモデルが成立しないため、社外取締役比率（銀行）を検証式から除く。

4.3.2 内部統制システムに係る企業の構築姿勢

本稿では、各企業の基本方針についての適時開示資料を利用して既述の方法で各企業にマッチングした決算期末現在において有効な基本方針に着目して、内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す各変数を以下のとおり作成している。

改定方針 D は、改定された（と推定される）基本方針がマッチングされた企業であるのか、それとも最初に制定された（と推定される）基本方針がマッチングされた企業であるのかを示す⁽¹⁵⁾ダミー変数であり、当決算期末までに基本方針をす

で1回以上改定したことがある企業であれば1、最初の基本方針を制定したきりで当決算期末までにまだ1回も改定したことがない企業であれば0の値をとる。この変数の値が1である企業は、最初の基本方針を制定したまま放置せず当決算期末までに基本方針を見直したことがあるわけであるから、0の値をとる最初の基本方針を制定したきりの企業よりも内部統制システムの構築に積極的であると解釈できる。

改定回数は、各企業にマッチングされた基本方針の改定回数⁽¹⁶⁾を推定して作成した変数であり、当決算期末までに基本方針を改定した回数を示している。基本方針を改定した回数が多い企業ほど、当決算期末までに基本方針を何度も改定したことがあるわけであるから、内部統制システムの構築に積極的であるとみることができる。

当決算期中改定Dは、当決算期中に改定された基本方針がマッチングされた企業であるのかどうかを示すダミー変数であり、当決算期において基本方針を改定したばかりの企業であれば1、そうでなければ0の値をとる。なお、説明変数として当決算期中改定Dを用いる場合には、コントロール変数として前決算期以前改定Dを追加する。前決算期以前改定Dは、前決算期以前に改定された基本方針がマッチングされた企業であるのかどうかを示すダミー変数であり、前決算期以前において基本方針をすでに1回以上改定したことがあるが、その後は当決算期末まで基本方針を改定していない企業であれば1、そうでなければ0の値をとる。この結果、当決算期中改定Dの係数は、最初の基本方針を制定したきりで当決算期末までにまだ1回も改定したことがない企業を基準として解釈することになる。この変数の値が1である企業は、最初の基本方針を制定したまま放置せず当決算期において基本方針を見直したばかりであるから、最初の基本方針を制定したきりの企業よりも内部統制システムの構築に積極的であると解釈できる。

4.4 仮説の検証方法

本稿では、仮説1を検証するために内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す各変数の係数の符号に着目する。仮説1が支持されるならば、これらの変数の係数はいずれも有意に正となる。

ただし、 Δ 決算発表所要日数区分や Δ 決算発表所要日数を被説明変数として用いる場合に、内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す各変数の係数が有意に正であったとしても、このことは、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業が、当決算期の決算発表所要日数を前決算期よりも程度の差こそあれ短縮することを示しているに過ぎない。つまり、前決算期には通期の決算発表時期として適当とされる「決算期末後45日以内」やより望ましいとされる「決算期末後30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」での決算発表を実施できていなかった企業が、内部統制システムの構築に積極的に取り組むことにより当決算期にはかかる時期に決算発表を実施できるようになったとは必ずしも限らないのである。他方で、30日以内改善Dや45日以内改善Dを被説明変数として用いる場合には、サンプルは、前決算期の決算発表所要日数が30日（決算期末が月末である場合は翌月）超または45日（45日目が休日である場合は翌営業日）超であった企業に限定されるので、内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す各変数の係数が有意に正であれば、前決算期には通期の決算発表時期として適当またはより望ましいとされる時期に決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に積極的に取り組むことにより当決算期にはかかる時期に決算発表を実施できるようになることを示している。

5 検証結果

5.1 記述統計量とサンプル分割

検証に用いた各変数の記述統計量は表-2に示

表-2 記述統計量

変数名	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
RELEASE (決算発表所要日数の前決算期からの変化(差分)を示す変数)					
△決算発表所要日数	2,604	1.10	4.61	-55	52
△決算発表所要日数区分	2,604	0.20	0.62	-2	3
30日以内改善D	2,366	0.01	0.10	0	1
45日以内改善D	1,148	0.35	0.48	0	1
INTERNAL (内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す変数)					
改定方針D	2,604	0.24	0.43	0	1
改定回数	2,604	0.29	0.57	0	4
当決算期中改定D	2,604	0.21	0.40	0	1
CONTROL (コントロール変数)					
前決算期以前改定D	2,604	0.03	0.17	0	1
前決算期決算発表所要日数	2,604	44.76	8.26	1	100
東証要請D	2,604	0.31	0.46	0	1
企業規模	2,604	10.17	1.39	6.09	15.47
ROA	2,604	-0.21	10.23	-78.57	44.61
レバレッジ	2,604	51.92	21.16	1.69	98.97
たな卸資産・売上債権比率	2,604	33.79	18.23	0.14	92.78
△EPS	2,604	-0.06	0.89	-12.38	8.05
総セグメント数	2,604	3.09	2.10	1	19
高成長産業D	2,604	0.06	0.24	0	1
ハイテク産業D	2,604	0.13	0.33	0	1
少数特定者持株比率	2,604	55.09	16.00	0.00	99.55
個人株主数	2,604	0.73	1.35	0.01	18.33
社外取締役比率(銀行)	2,604	0.40	2.42	0.00	33.33
社外取締役比率(支配会社)	2,604	1.15	5.02	0.00	66.67
社外取締役比率(その他)	2,604	6.46	11.25	0.00	80.00
追記情報D	2,604	0.36	0.48	0	1
継続企業D	2,604	0.05	0.22	0	1
3月期決算D	2,604	0.64	0.48	0	1

各変数の定義は、表-1と同じである。

している⁽¹⁷⁾。表-2に示してあるとおり、△決算発表所要日数の平均値は1.10であり、0より大きいので、平均的には前決算期よりも当決算期の通期決算発表は早くなったと言えるが、その程度はわずか1日程度であり、当決算期の決算発表時期が前決算期と比べてそれほど大きく改善したわけではないとわかる。紙面の都合により表-2には示していないが、このことは、全体サンプル(2,604社一年)の72.7%に相当する1,892の社一年の△決算発表所要日数区分の値は0であり、多くの企業では当決算期と前決算期とで決算発表所要日数区分に変化がないことと整合的である。

また、表-2には示していないが、30日以内改善Dの値が1のサンプルはわずか25社一年しかなく、前決算期には決算発表所要日数が30日(決算期末が月末である場合は翌月)超であった企業(2,366社一年)のうち、通期の決算発表時期と

してより望ましいとされる「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」での決算発表を実施するべく当決算期の決算発表時期を改善した企業はわずかである。他方で、45日以内改善Dの値が1のサンプルは403社一年であり、前決算期には決算発表所要日数が45日(45日目が休日である場合は翌営業日)超であった企業(1,148社一年)のうち、通期の決算発表時期として適当とされる「決算期末後45日以内」での決算発表を実施するべく当決算期の決算発表時期を改善した企業は、ある程度存在する。しかし、過半数のサンプルは、依然として前決算期に引き続き当決算期においても通期の決算発表時期として適当とされる「決算期末後45日以内」での決算発表を実施できていない。したがって、前決算期に適当またはより望ましいとされる時期に決算発表を実施できていなかった企業が、当決算期にはかかる

時期に決算発表を実施できるよう決算発表時期を改善することは、全体的には困難であることが分かる。

全体サンプルのうち、最初の基本方針を制定したきりで当決算期末までにまだ1回も改定したことがない企業は1,987社一年、当決算期末までに基本方針をすでに1回以上改定したことがある企業は617社一年である。したがって、本稿のサンプルの中では、最初の基本方針を制定したきりで当決算期末までにまだ1回も改定したことがない企業がかなり多い。上述の617社一年の内訳は、当決算期末までに基本方針を改定した回数別にみると、1回が498社一年、2回が104社一年、3回が14社一年、4回が1社一年である。また、当決算期において基本方針を改定したばかりの企業が537社一年、前決算期以前において基本方針をすでに1回以上改定したことがあるが、その後

は当決算期末まで基本方針を改定していない企業が80社一年である。

5.2 推定結果

全体サンプルについての各検証式の推定結果は、表-3に示している。 Δ 決算発表所要日数または Δ 決算発表所要日数区分を被説明変数とする場合、改定方針 D も当決算期中改定 D もその係数は、5%水準で有意に正である。したがって、当決算期末までに基本方針をすでに1回以上改定したことがある企業や、当決算期において基本方針を改定したばかりの企業は、最初の基本方針を制定したきりで当決算期末までにまだ1回も改定したことがない企業よりも、当決算期の決算発表所要日数を前決算期よりも短縮すると解釈できる。また、改定回数も同様に、 Δ 決算発表所要日数を被説明変数とする場合には5%水準で、 Δ 決算発表所要日数区分を被説明変数とする場合には1%水準で、それぞれその係数は有意に正である。したがって、当決算期末までに基本方針を改定した回数が多い企業ほど、こうした傾向はより強く確認できる。これらの検証結果は、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業が、当決算期の決算発表所要日数を前決算期よりも短縮することを示している。

限定サンプルについての各検証式の推定結果は、表-4に示している。30日以内改善 D を被説明変数とする場合、改定方針 D も当決算期中改定 D も改定回数も5%水準でその係数はそれぞれ有意に正である。したがって、前決算期には決算発表所要日数が30日（決算期末が月末である場合は翌月）超であった企業のうち、当決算期末までに基本方針をすでに1回以上改定したことがある企業や、当決算期において基本方針を改定したばかりの企業であれば、最初の基本方針を制定したきりで当決算期末までにまだ1回も改定したことがない企業よりも、当決算期には通期の決算発表時期としてより望ましいとされる「決算期末後

30日以内（決算期末が月末である場合は翌月内）」に決算発表を実施したと言える。加えて、こうした企業であっても、当決算期末までに基本方針を改定した回数が多いほど、当決算期にはより望ましいとされる時期に決算発表を実施できるようになると言える。

45日以内改善 D を被説明変数とする場合も、改定方針 D 、当決算期中改定 D 、改定回数の係数の符号の向きはいずれも、30日以内改善 D を被説明変数とする場合と同様であるが、有意水準はやや低い。特に、改定方針 D を説明変数として用いる場合には、その係数は正であるが、有意水準は15%水準にとどまる。他方で、当決算期中改定 D や改定回数を説明変数として用いる場合には、その係数は10%水準ないし5%水準で有意に正である。

したがって、本稿では、基本方針の改定時期や改定回数の多寡を考慮に入れず、単に当決算期末までに基本方針をすでに1回以上改定したことがあるかどうかに着目するだけでは、前決算期には決算発表所要日数が45日（45日目が休日である場合は翌営業日）超であった企業が、内部統制システムの構築に積極的に取り組むことにより内部統制システムの構築に消極的な企業よりも当決算期には通期の決算発表時期として適当とされる「決算期末後45日以内」に決算発表を実施できるようになるとの強い証拠は示せていない。その一方で、本稿の検証結果は、こうした企業であっても、当決算期において基本方針を改定したばかりであるか、当決算期末までに基本方針を改定した回数が多いれば、当決算期には適当とされる時期に決算発表を実施できるようになることを示している。当決算期末までに基本方針をすでに1回以上改定したことがある企業の中でも、当決算期において基本方針を改定したばかりの企業や基本方針の改定回数が多い企業ほど内部統制システムの構築に積極的であるとみることができるので、本稿で得られた検証結果は仮説1と整合的である。

表-3 全体サンプルについての各検証式の検証結果

定数項	被説明変数					
	RELEASE (決算発表所要日数の前決算期からの変化(差分)を示す変数)					
	Δ決算発表所要日数			Δ決算発表所要日数区分		
	-13.129 (-8.37) ***	-13.129 (-8.37) ***	-13.171 (-8.39) ***	—	—	—
INTERNAL (内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す変数)						
改定方針D	0.380 (2.08) **	—	—	0.263 (2.52) **	—	—
改定回数	—	0.294 (2.16) **	—	—	0.192 (2.57) ***	—
当決算期中改定D	—	—	0.471 (2.45) **	—	—	0.279 (2.56) **
CONTROL (コントロール変数)						
前決算期以前改定D	—	—	-0.265 (-0.70)	—	—	0.152 (0.67)
前決算期決算発表所要日数	0.277 (12.78) ***	0.277 (12.79) ***	0.277 (12.79) ***	0.124 (16.67) ***	0.124 (16.68) ***	0.124 (16.68) ***
東証要請D	0.440 (2.42) **	0.436 (2.42) **	0.436 (2.40) **	0.063 (0.60)	0.056 (0.53)	0.062 (0.59)
企業規模	0.132 (1.56) †	0.131 (1.55) †	0.136 (1.60) †	0.054 (1.22)	0.053 (1.20)	0.054 (1.24)
ROA	0.022 (1.37)	0.022 (1.37)	0.022 (1.36)	0.004 (0.49)	0.004 (0.50)	0.004 (0.49)
レバレッジ	-0.010 (-2.25) **	-0.010 (-2.25) **	-0.011 (-2.29) **	-0.003 (-1.27)	-0.003 (-1.27)	-0.003 (-1.28)
たな卸資産・売上債権比率	0.002 (0.39)	0.002 (0.38)	0.002 (0.36)	-0.001 (-0.26)	-0.001 (-0.28)	-0.001 (-0.27)
ΔEPS	0.166 (1.42)	0.167 (1.43)	0.170 (1.45) †	0.009 (0.11)	0.010 (0.12)	0.010 (0.12)
総セグメント数	-0.109 (-2.56) **	-0.108 (-2.54) **	-0.109 (-2.56) ***	-0.049 (-1.89) †	-0.048 (-1.87) †	-0.049 (-1.89) †
高成長産業D	-0.039 (-0.13)	-0.030 (-0.10)	-0.015 (-0.05)	-0.098 (-0.50)	-0.090 (-0.46)	-0.091 (-0.47)
ハイテク産業D	0.205 (0.82)	0.205 (0.82)	0.214 (0.86)	0.088 (0.65)	0.088 (0.64)	0.091 (0.66)
少数特定者持株比率	0.007 (1.11)	0.007 (1.12)	0.007 (1.13)	-0.001 (-0.26)	-0.001 (-0.23)	-0.001 (-0.25)
個人株主数	0.070 (0.74)	0.070 (0.74)	0.069 (0.73)	0.001 (0.03)	0.001 (0.03)	0.001 (0.03)
社外取締役比率(銀行)	-0.031 (-1.07)	-0.032 (-1.12)	-0.030 (-1.05)	-0.011 (-0.57)	-0.013 (-0.62)	-0.011 (-0.57)
社外取締役比率(支配会社)	0.014 (0.77)	0.014 (0.76)	0.014 (0.78)	0.012 (1.38)	0.012 (1.35)	0.012 (1.39)
社外取締役比率(その他)	0.010 (1.12)	0.010 (1.12)	0.011 (1.16)	-0.001 (-0.17)	-0.001 (-0.17)	-0.001 (-0.16)
追記情報D	-0.184 (-0.99)	-0.183 (-0.98)	-0.177 (-0.95)	-0.035 (-0.35)	-0.034 (-0.35)	-0.033 (-0.34)
継続企業D	-0.406 (-0.64)	-0.405 (-0.64)	-0.414 (-0.65)	-0.325 (-0.98)	-0.327 (-0.99)	-0.328 (-0.99)
3月期決算D	1.005 (5.66) ***	1.012 (5.69) ***	1.017 (5.71) ***	0.746 (6.69) ***	0.753 (6.78) ***	0.749 (6.71) ***
サンプルサイズ	2,604	2,604	2,604	2,604	2,604	2,604
adj.R ² /PseudoR ²	0.2131	0.2132	0.2135	0.0913	0.0913	0.0914

被説明変数としてΔ決算発表所要日数を用いる場合には重回帰モデル、被説明変数としてΔ決算発表所要日数区分を用いる場合にはオーダード・ロジットモデルをそれぞれ用いている。

各説明変数について、上段には係数推計値、下段()内はWhiteのt値(重回帰モデルの場合)または頑健性のあるt値(オーダード・ロジットモデルの場合)を示している。

紙面の都合により、オーダード・ロジットモデルの場合には、カットポイントは省略している。

表中最下段は、重回帰モデルの場合にはadj.R²を、オーダード・ロジットモデルの場合にはPseudoR²をそれぞれ示している。

***有意水準1%、**有意水準5%、†有意水準10%、†有意水準15%

各変数の定義は、表-1と同じである。

これらの検証結果からは、前決算期には通期の決算発表時期として適当またはより望ましいとされる時期に決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に積極的に

表-4 限定サンプルについての各検証式の検証結果

	被説明変数					
	RELEASE (決算発表所要日数の前決算期からの変化(差分)を示す変数)					
	30日以内改善D			45日以内改善D		
定数項	-4.581 (-1.24)	-4.593 (-1.23)	-4.700 (-1.25)	7.289 (4.21) ***	7.212 (4.16) ***	7.308 (4.23) ***
INTERNAL (内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す変数)						
改定方針D	1.017 (2.33) **	—	—	0.298 (1.62) †	—	—
改定回数	—	0.734 (2.52) **	—	—	0.315 (2.13) **	—
当決算期中改定D	—	—	1.068 (2.35) **	—	—	0.344 (1.78) *
CONTROL (コントロール変数)						
前決算期以前改定D	—	—	0.713 (1.04)	—	—	-0.069 (-0.15)
前決算期決算発表所要日数	-0.157 (-2.78) ***	-0.158 (-2.79) ***	-0.157 (-2.78) ***	-0.165 (-5.77) ***	-0.164 (-5.73) ***	-0.165 (-5.79) ***
東証要請D	-0.188 (-0.32)	-0.202 (-0.34)	-0.194 (-0.33)	-0.346 (-2.31) **	-0.326 (-2.19) **	-0.348 (-2.32) **
企業規模	0.277 (1.44) †	0.265 (1.38)	0.287 (1.50) †	0.047 (0.64)	0.046 (0.63)	0.044 (0.60)
ROA	0.045 (1.97) **	0.047 (2.12) **	0.046 (2.06) **	0.006 (0.73)	0.006 (0.71)	0.006 (0.74)
レバレッジ	-0.001 (-0.11)	-0.002 (-0.15)	-0.002 (-0.13)	-0.008 (-2.20) **	-0.007 (-2.15) **	-0.008 (-2.19) **
たな卸資産・売上債権比率	0.006 (0.62)	0.006 (0.57)	0.006 (0.60)	-0.001 (-0.30)	-0.001 (-0.29)	-0.001 (-0.31)
△EPS	0.577 (2.83) ***	0.595 (2.93) ***	0.599 (2.97) ***	-0.109 (-1.24)	-0.107 (-1.21)	-0.106 (-1.20)
総セグメント数	-0.211 (-1.52) †	-0.200 (-1.43)	-0.211 (-1.51) †	-0.062 (-1.67) *	-0.063 (-1.68) *	-0.063 (-1.69) *
高成長産業D	0.184 (0.18)	0.248 (0.24)	0.216 (0.21)	-0.270 (-0.92)	-0.258 (-0.88)	-0.254 (-0.87)
ハイテク産業D	0.066 (0.11)	0.123 (0.22)	0.087 (0.15)	-0.104 (-0.45)	-0.103 (-0.44)	-0.103 (-0.44)
少数特定者持株比率	0.033 (1.92) *	0.035 (2.00) **	0.033 (1.91) *	0.001 (0.30)	0.001 (0.31)	0.002 (0.34)
個人株主数	0.231 (2.32) **	0.236 (2.30) **	0.225 (2.26) **	0.082 (1.10)	0.080 (1.07)	0.085 (1.15)
社外取締役比率(銀行)	—	—	—	0.016 (0.47)	0.015 (0.42)	0.017 (0.55)
社外取締役比率(支配会社)	0.018 (0.61)	0.013 (0.40)	0.018 (0.61)	0.010 (0.72)	0.011 (0.74)	0.010 (0.74)
社外取締役比率(その他)	0.009 (0.71)	0.008 (0.62)	0.009 (0.75)	0.001 (0.14)	0.001 (0.15)	0.001 (0.17)
追記情報D	0.430 (0.91)	0.452 (0.94)	0.446 (0.93)	-0.129 (-0.87)	-0.122 (-0.82)	-0.126 (-0.85)
継続企業D	1.278 (1.01)	1.344 (1.06)	1.300 (1.03)	0.230 (0.76)	0.228 (0.75)	0.223 (0.74)
3月期決算D	1.970 (2.37) **	2.073 (2.59) ***	1.998 (2.41) **	1.074 (7.22) ***	1.074 (7.24) ***	1.083 (7.26) ***
サンプルサイズ	2,366	2,366	2,366	1,148	1,148	1,148
PseudoR ²	0.2091	0.2136	0.2098	0.1297	0.1309	0.1301

ロジットモデルを用いている。

30日以内改善Dを被説明変数とする場合には、30日以内改善Dが1の値をとるサンプルの社外取締役比率(銀行)の値がすべて0となりモデルが成立しないため、社外取締役比率(銀行)をコントロール変数から除いている。

各説明変数について、上段には係数推計値、下段()内は頑健性のあるz値を示している。

***有意水準1%、**有意水準5%、*有意水準10%、†有意水準15%

各変数の定義は、表-1と同じである。

取り組むことにより当決算期にはかかる時期に決算発表を実施できるようになると分かる。

以上の検証の結果、内部統制システムに係る企業の構築姿勢を示す各変数の係数の符号はいずれ

の検証式においてもおおむね有意に正であり、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業は、前決算期よりも通期決算発表が迅速に行われるように当決算期の決算発表時期を改善すると解釈できる。この結果、仮説1は支持される。

6 おわりに

本稿では、基本方針についての適時開示資料を利用して基本方針の改定の有無、改定回数、および改定時期を推定することにより内部統制システムに係る企業の構築姿勢を捉えて、内部統制システムの構築と決算発表時期の改善の関係を検証した。

検証の結果、本稿では、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業は、前決算期よりも通期決算発表が迅速に行われるように当決算期の決算発表時期を改善すると示した。すなわち、本稿では、内部統制システムの構築に積極的に取り組む企業は、当決算期の決算発表所要日数を前決算期よりも短縮することを示した。また本稿では、前決算期には通期の決算発表時期として適当とされる「決算期末後45日以内」またはより望ましいとされる「決算期末後30日以内(決算期末が月末である場合は翌月内)」に決算発表を実施できていなかった企業であっても、内部統制システムの構築に積極的に取り組むことにより当決算期にはかかる時期に決算発表を実施できるようになることを示した。このように、本稿では、決算発表時期の改善に影響を与える要因のひとつに、内部統制システムの構築に対する企業の積極性があることを実証的に解明した。

本稿の貢献は、内部統制システムの構築に「消極的」な企業であれば開示の適時性が損なわれるのかどうかに着目している先行研究とは異なり、企業が内部統制システムの構築に「積極的」に取り組むことが開示の適時性の確保につながることを実証的に解明したことである。加えて、本稿で

は、開示が行われるまでに要する期間そのものに着目している多くの先行研究とは異なって、当該期間の前決算期からの変化(差分)に着目することで、企業が内部統制システムの構築に積極的に取り組むことがかかる期間を短縮して開示の適時性の改善に貢献することを実証的に解明した。

その一方で、本稿のサンプルは、会社法により大会社等に対して新たに基本方針を決定することが義務付けられるようになった法規制の導入初期に限定されている。その後の内部統制システムの整備や運用の実務における進展を踏まえた上で、内部統制システムと決算発表時期との関係をさらに検証することが必要である。

注

- (1) 東証の有価証券上場規程においては、あくまで上場会社は決算の内容が定まった場合に直ちにその内容を開示するように義務付けられているに過ぎず(404条)、決算短信の開示時期が明文により具体的に定められているわけではない。
- (2) 内部統制の考え方の事実上の世界標準であるCOSO報告書では、内部統制は、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③法規の遵守を目的として経営者等によって遂行されるプロセスであるとされている(COSO, 1992 鳥羽・八田・高田共訳, 1996)。
- (3) 適時開示制度は、日本の開示制度の中で最も開示の速報性が担保された開示制度であり、証券取引所の自主規制に基づいて行われる。決算短信の開示も、そのひとつである。
- (4) こうした分析視点と分析対象の二重性をもって情報を捉える社会情報学の考え方については、正村(2003)を参照されたい。
- (5) Abbott et al.(2012)も、内部監査機能と決算日から監査人の監査報告書が提出され

- るまでの期間の関係を検証するに当たって、決算訂正や財務報告に係る内部統制の重要な欠陥の存在をコントロールしている。
- (6) ただし、会社法の立案担当者であった相澤ほか(2006)は、内部統制システムをめぐる会社の実情の変化により当初適切であった内部統制システムが十分に機能しなくなった場合に放置し続ければ、取締役が善管注意義務違反に問われる可能性があるため、基本方針を改定すべきであると指摘している。
- (7) 「重要な欠陥」という用語は、企業自体に「欠陥」があるとの誤解を招く恐れがあるとの指摘があったことから、平成23年4月1日以後開始する事業年度より「開示すべき重要な不備」という用語に見直されている。ただし、用語自体の定義や「開示すべき重要な不備」の判断基準は従前と変わらないとされている(企業会計審議会, 2011)。
- (8) なお、会社法下では、会社法が施行された当初から基本方針の決定または決議がある場合には、事業報告において基本方針の決定または決議の内容の概要を開示することが義務付けられていたが、平成26年の会社法改正に伴って新たに内部統制システムの運用状況の概要も開示することが義務付けられている(会社法施行規則118条2号)。
- (9) 実務上、会社法施行日よりも前に基本方針を適時開示している企業があったため、対象とする期間を会社法施行日からではなく公布日からとしている。
- (10) 委員会設置会社は、会社法施行前の従前の制度的環境においては委員会等設置会社と呼称されていた(商法特例法1条の2第3項[平成17年法律87号廃止前])。また、委員会設置会社は、平成26年改正会社法において、指名委員会等設置会社に名称変更されている(会社法2条12号)。
- (11) 委員会等設置会社となるには定款の定めが必要であるとされ(商法特例法1条の2第3項[平成17年法律87号廃止前])、定款変更には株主総会の特別決議が必要であった(商法343条[平成17年法律87号改正前])。定時株主総会は、実務上、当該事業年度の終了後3か月以内に開催され、ほとんどの企業は定時株主総会の後に有価証券報告書を提出している。本稿では、こうした実務慣行を踏まえた上で、日経NEEDS-Cgesを利用して、会社法施行日からみて直前に開催される株主総会の事業年度である2005年の2月期~2006年1月期の各決算期の有価証券報告書記載ベースで委員会等設置会社であったかどうかを識別した。ただし、NEEDS-Cgesのデータベースの更新時期の関係などのために当該データを入手できなかった企業については、当該企業の有価証券報告書を直接参照するなどして補充した。
- (12) 各企業の基本方針についての適時開示資料の中には、同じ決算期の間に2回以上適時開示されていたり、適時開示資料に取締役会決議日が記載されていなかったりしたなどのために、マッチングされなかったものがある。
- (13) 取締役会設置会社(ただし、委員会設置会社を除く。)である大会社は、会社法の施行後最初に開催される取締役会の終結後には、基本方針を決定していなければならないとされた(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令14条)。また、取締役会設置会社は3か月に1回以上取締役会を開催しなければならない(会社法363条2項)。こうした制度的環境を踏まえると、企業は、会社法施行日前日の2006年4月30日に取締役会を開催していたとしても、遅くとも3か月後の2006年7月29日まで

には会社法の施行後初の取締役会を開催し、最初の基本方針を決定する必要がある。そこで、注(15)に示した方法により最初に制定された(と推定される)基本方針がマッチングされたが取締役会決議日が2006年7月30日以降であった59社一年を異常値としてサンプルから除いた。また、レバレッジまたは少数特定者持株比率の値が100%超の企業または債務超過である企業を異常値としてサンプルから除いた。さらに、ROAの値がマイナスとなる企業の中には、当該値が異常に小さい企業が含まれていたため、上述の59社一年と変則決算企業14社一年のほかさらにROAの作成に必要なデータを手でできなかった9社一年を除いた2,656社一年のうちROAの下位1%のサンプルを除いた。

- (14) ④の区分をさらに、50日(50日目が休日である場合は翌営業日)超~55日(55日目が休日である場合は翌営業日)以内と、55日(55日目が休日である場合は翌営業日)超の2つに分割して同様に変数を作成して検証を行ったが、検証結果に大きな違いはなかった。
- (15) 基本方針の改定についての適時開示である旨が明示されているか、各社が基本方針について行った2回目以上の適時開示であれば、改定された基本方針であると推定した。また、各社が基本方針について行った最初の適時開示でかつ基本方針の改定についての適時開示である旨が明示されていなければ、最初に制定された基本方針であると推定した。
- (16) 基本方針について行った最初の適時開示においては基本方針の改定についてである旨が明示されておらず、最初の基本方針を制定したときから適時開示を行っているとは推定される企業の場合には、各適時開示資

料が当該企業の基本方針についての何回目の適時開示であるのかをカウントし、適時開示回数から1を差し引くことで基本方針の改定回数を推定した。基本方針について行った最初の適時開示であるにもかかわらず基本方針の改定についてである旨が明示されており、最初の基本方針を制定したときには適時開示を行わず、その後基本方針を改定したときから適時開示を行っているとは推定される企業の場合には、適時開示回数をそのまま基本方針の改定回数として推定した。ただし、最初に制定された(と推定される)基本方針の改定回数は0としている。

- (17) 紙面の都合により各変数間の相関係数は省略しているが、変数間には多重共線性が疑われるほどの強い相関はみられなかった。

参考文献

- Abbott, L. J. et al.(2012)Internal Audit Assistance and External Audit Timeliness, *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 34 (4), pp.3-20.
- 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔(2006)『論点解説 新・会社法一千問の道標』商事法務, 789p.
- Ashton, R. H. et al.(1987)An Empirical Analysis of Audit Delay, *Journal of Accounting Research* 25 (2), pp.275-292.
- Bamber, E. M. et al. (1996)Audit Structure and Other Determinants of Audit Report Lag: An Empirical Analysis, *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 12 (1), pp.1-23.
- Bryant-Kutcher, L. et al. (2007)The Impact of the Accelerated Filing Deadline on Timeliness of 10-K Filings, <https://papers.ssrn.com/sol3/papers2.cfm?abstract_id=735583> Accessed 2017, February 21.

- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) (1992) *Internal Control – Integrated Framework*, Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, New York, 4 volumes, 鳥羽至英・八田進二・高田敏文共訳 (1996) 『内部統制の統合的枠組み—理論編』白桃書房, 268p.
- Ettredge, M. L. et al. (2006) The Impact of SOX Section 404 Internal Control Quality Assessment on Audit Delay in the SOX Era, *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 25 (2), pp.1-23.
- Impink, J. et al. (2012) Did Accelerated Filing Requirements and SOX Section 404 Affect the Timeliness of 10-K Filings? *Review of Accounting Studies* 17 (2), pp.227-253.
- 神田秀樹 (2017) 『会社法』第19版, 弘文堂, 440p.
- 企業会計審議会 (2011) 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について (意見書)」, <http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20110330.html> Accessed 2017, July 3.
- Kinney, W. R., Jr. and L. S. McDaniel (1993) Audit Delay for Firms Correcting Quarterly Earnings, *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 12 (2), pp.135-142.
- Lee, H.-Y. et al. (2008) A Comparison of Reporting Lags of Multinational and Domestic Firms, *Journal of International Financial Management and Accounting* 19 (1), pp.28-56.
- 正村俊之 (2003) 「情報社会論から社会情報学へ」, 伊藤守・西垣通・正村俊之編 『パラダイムとしての社会情報学』早稲田大学出版部, pp.21-67.
- 日本公認会計士協会 (2015) 公認会計士制度委員会研究資料第2号 「会社法監査に対する実態調査—不正リスク対応基準の導入を受けて—」, <http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1830.html> Accessed 2017, February 31.
- 太田浩司 (2001) 「決算発表に対する東証一部・東証二部・大阪・店頭市場の反応比較」, 『千里山商学』(関西大学) 53, pp.25-43.
- 東京証券取引所 (2006) 「決算短信の総合的な見直しに係る決算短信様式・作成要領試案の公表及び意見募集について」, <<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/060728.html>> Accessed 2017, February 21.
- 薄井彰 (2013) 「決算短信の情報有用性は過去25年間で低下していたか」, 『早稲田商学』(早稲田大学) 434, pp.411-427.
- Wan-Hussin, W. N. and H. M. Bamahros (2013) Do Investment in and the Sourcing Arrangement of the Internal Audit Function Affect Audit Delay? *Journal of Contemporary Accounting & Economics* 9 (1), pp.19-32.

謝辞

本研究は, JSPS科学研究費基盤研究 (C) (課題番号22530502) による研究成果の一部である。